プロジェクト　金融資産の減損に関する会計基準の開発

項目　補足文書に関する検討

I.　本資料の目的

1. 本資料は、金融商品の減損に関する補足文書について ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II.　本論点を取り上げる理由

2. 第 524 回企業会計基準委員会（2024 年 4 月 22 日開催）及び第 216 回金融商品専門委員会（2024 年 4 月 8 日開催）（以下「第 524 回企業会計基準委員会等」という。）において、ステップ 4 を採用する金融機関における満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に関する予想信用損失を算定する実務上の対応等について補足文書に記載することを事務局提案し、特段の異論は聞かれなかった。

3. 本資料では、前項の審議において検討することを提案した補足文書について、事務局による分析及び補足文書のイメージをお示しする。

4. なお、前項以外の項目に関する補足文書については、別途提案を行う予定である。

III. ASBJ 事務局による分析及び提案

満期保有目的の債券に係る予想信用損失の算定

（これまでの経緯）

5. 本資料第 2 項に記載のとおり、第 524 回企業会計基準委員会等において、予想信用損失を算定する実務上の対応等について補足文書に記載することを事務局提案した。提案した補足文書への記載内容は次のとおりである。

   (1) 格付会社が公表する情報等を活用して予想信用損失を算定する実務上の対応等

   (2) ソブリン債など信用力の高い債券について予想信用損失の額に重要性が乏しいと考えられ、その結果、実務上、予想信用損失がゼロとされる場合がある旨

6. また、第 543 回企業会計基準委員会（2025 年 3 月 18 日開催）において、満期保有

目的の債券及び総額引受私募債[1]を本プロジェクトの対象とすることを事務局より提案し、概ね異論は聞かれなかった。

（分析）

7. 本資料第 5 項の事務局提案は、ステップ 4 の審議の中で聞かれた満期保有目的の債券及びその他有価証券に関する管理体制に対する影響についての実務上の懸念、分類される債券に関する予想信用損失モデルの適用に関する実務上の懸念及びステップ 3 の審議の中で聞かれた信用力の高い債券について簡便的な取扱いを求める意見への対応として提案された。

8. 前項の事務局提案に対しては概ね異論が聞かれていないことから、本資料第 5 項に記載の内容について補足文書を公表することが考えられる。

9. また、本プロジェクトの対象となる債券は満期保有目的の債券及び総額引受私募債であるが、総額引受私募債については、通常、格付会社の公表する情報等がないと考えられることから、本補足文書の対象を満期保有目的の債券のみとすることが考えられる。

（事務局提案）

10. 本資料第 7 項から前項の分析に基づき、満期保有目的の債券に係る予想信用損失の算定に関する補足文書を審議事項(2)-10 別紙 1 のイメージで作成することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
本資料第 5 項から第 10 項に示した事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以　上

[1] 総額引受私募債の定義及び名称については、今後審議を行う予定である。